

令和5年6月21日

河合町議会議長 足 田 俊 文 殿

提出者 河合町議会議員 長谷川 伸 一

賛成者 河合町議会議員 常 盤 繁 範

賛成者 河合町議会議員 坂 本 博 道

賛成者 河合町議会議員 馬 場 千恵子

インボイス制度の実施に反対し、速やかな中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

インボイス制度の実施に反対し、速やかな中止を求める意見書

2019年10月の消費税率10%への引き上げにあわせて、2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として「インボイス制度」（適格請求書保存方式）が導入されることとなっています。

これまで、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。登録業者対象となるのは農林水産業者、俳優や劇団関係者、フリーランス、一人親方、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート、シルバー人材センター会員など多岐に上る。一方、消費税の仕入税額控除をうけるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となる。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることになる。

長引くコロナ禍と物価高騰が国民の暮らしと営業に深刻な影響を与えている現在、これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続と再生、引いては日本経済振興のために、制度の実施は速やかに中止されるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月21日

奈良県北葛城郡河合町議会